

## 議会からの報告に対する質疑の回答

番号	地区	担当班	内容	回答
1	西江原	2班	<p>国保税の改正について、均等割りが、所得額が最高でいくら。所得額が最低でいくらかを教えてください。</p>	<p>井原市の国民健康保険税は、所得割額(世帯の加入者の所得により計算)、均等割額(加入者1人あたり)、平等割(1世帯あたり)の3方式で算出しています。また、税には、医療分、後期高齢者支援金分、介護分(40～64歳までの方が対象)があり、それぞれを算出した後に合算して、国民健康保険税額となります。</p> <p>お尋ねの国民健康保険税が最高税額となる所得額についてですが、例えば、1人世帯(介護分あり)の方を例にしますと、所得額が6,083,334円を超えた場合、医療分、後期高齢者支援金分、介護分がそれぞれ課税限度額(医療分540,000円、後期高齢者支援金分190,000円、介護分160,000円)となり、合算の結果、最高税額である、890,000円になります。なお、2人世帯(2人とも介護分あり)の場合は、均等割額が2人分となるため、世帯の所得額が5,773,334円を超えた場合に医療分、後期高齢者支援金分、介護分がそれぞれ課税限度額に達することになり、最高税額の890,000円となります。</p> <p>また、最低税額となる所得額についてですが、こちらも1人世帯(介護分あり)の方を例としますと、所得額が33万円以下の場合、所得割額はかからず、均等割額及び平等割額が7割軽減の対象となり、最低税額である26,600円(医療分16,300円+後期支援金分5,200円+介護分5,100円)になります。なお、2人世帯(2人とも介護分あり)の場合は、上記同様に世帯の所得額が33万円以下の場合、所得割額はかからず、均等割額及び平等割額が7割軽減の対象となりますが、均等割額が2人分となるため、税額は42,200円(医療分26,100円+後期支援金分8,000円+介護分8,100円)となります。</p> <p>なお、国民健康保険税額は、世帯における加入者の所得額、人数、年齢等によって変わりますので、詳しい計算方法につきましては、市役所税務課(☎62-9510)までお問い合わせください。(参考資料:平成28年度 国民健康保険税のご案内)</p>

# 平成28年度 国民健康保険税のご案内

第3期(本算定)の税額は、6月末日現在の加入状況で計算しています。  
7月1日以降の資格の異動・所得更正などによる税額の変更については、8月中旬以降に通知します。

## ① 平成28年度 国民健康保険税の計算方法(年税額) ～税率等が改正されました～

●所得割額の算出(世帯の国民健康保険加入者の所得に応じて計算)

$$\left( \begin{array}{l} \text{平成27年1月1日～} \\ \text{12月31日までの} \\ \text{総所得金額等} \end{array} - \begin{array}{l} \text{基礎控除} \\ \text{33万円} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{医療分割率} \quad 9.7\% = \text{㉠} \\ \text{後期支援金分割率} \quad 3.0\% = \text{㉡} \\ \text{介護分割率} \quad 2.8\% = \text{㉢} \end{array}$$

	医療分	後期支援金分	介護分
所得割額	㉠	㉡	㉢
均等割額(加入者1人あたり)	32,700円	9,300円	9,900円
平等割額(1世帯あたり)	21,900円	8,100円	7,200円
合計	医療分保険税	後期支援金分保険税	介護分保険税
課税限度額	540,000円	190,000円	160,000円

後期支援金分とは 0～74歳までのすべての人で、後期高齢者医療制度を支援するもの

介護分とは 40～64歳までのすべての人で、介護保険制度を支えるもの  
(65歳以上の人は、国民健康保険税とは別に、介護保険料として納めて頂きます)

**医療分保険税+後期支援金分保険税+介護分保険税=平成28年度保険税**

## ② 保険税の軽減制度

世帯主(国民健康保険の被保険者でない世帯主も含む)と世帯に属する国民健康保険加入者の前年中総所得金額等により、均等割額と平等割額が下記のとおり軽減されます。ただし、後期高齢者医療制度に移行した人がいる世帯については、特定同一世帯所属者(下記参照)の所得も含めます。

区分	総所得金額等	軽減割合
下記以外の世帯	33万円以下	7割軽減
	33万円+(加入者数×26.5万円)以下	5割軽減
	33万円+(加入者数×48万円)以下	2割軽減
後期高齢者医療制度に移行した人がいる世帯	33万円以下	7割軽減
	33万円+[(加入者数+特定同一世帯所属者の数)×26.5万円]以下	5割軽減
	33万円+[(加入者数+特定同一世帯所属者の数)×48万円]以下	2割軽減

後期高齢者医療制度に移行した人(特定同一世帯所属者)とは

- 後期高齢者医療制度に移行したため国民健康保険の資格を喪失した人
- 後期高齢者医療制度へ移行した日において同じ世帯に属する国民健康保険の世帯主(以後継続して世帯主である人に限る。)と移行した日以後、継続して同じ世帯に属する人(移行した日に国民健康保険の世帯主であった場合には、当該日以後継続して国民健康保険の世帯主である人)

## ③ 後期高齢者医療制度への移行に伴う保険税の緩和措置

■軽減判定についての見直し措置

保険税の軽減(左の②参照)に関して、国民健康保険の加入者が、後期高齢者医療制度へ移行することによって、世帯の国民健康保険の加入者が減少しても、移行した人も含めた人数および総所得金額等の合計額で軽減判定を行います。

■平等割額に関する軽減措置

- 国民健康保険の加入者が後期高齢者医療制度へ移行することにより、残りの加入者が1人になる場合は、医療分と後期支援金分の平等割額を半額にします。  
(軽減に該当する場合は、半額した後に軽減も行います。)5年間
- 上記の軽減措置が5年を経過した場合、医療分と後期支援金分の平等割額を1/4軽減します。  
(軽減に該当する場合は、1/4減額した後に軽減も行います。)3年間

■扶養家族に対する減免措置(当分の間)

職場などの健康保険(国民健康保険組合を除く)の加入者が後期高齢者医療制度へ移行することにより、その扶養家族が新たに国民健康保険に加入する場合、65～74歳までの人は緩和措置の対象になります。

- 扶養家族の所得割額を免除
- 扶養家族の均等割額を半額(7割・5割軽減該当者を除く)
- 緩和措置対象者のみで構成される世帯は、平等割額を半額(7割・5割軽減該当者を除く)

## ④ 倒産・解雇・雇止めなどで離職した方(非自発的失業者)に対する軽減制度について

●対象となる方

- 次のすべての条件を満たす人が対象です。
- 井原市国民健康保険加入者で平成21年3月31日以降に失業した人
  - 失業時点で65歳未満の人
  - 雇用保険受給資格者証をお持ちの人で、  
離職理由コードが11, 12, 21, 22, 23, 31, 32, 33, 34の方

●軽減内容

保険税の所得割を算定する際、非自発的失業者の給与所得を30/100として算定します。

●軽減期間

離職の翌日から翌年度末までの間。

※この制度の適用を受けようとする場合には、申請が必要です。  
(持参するもの)雇用保険受給資格者証、印鑑



## ⑤ 災害、失業、廃業などの事情により収入が激減し、生活が著しく困難な場合、国民健康保険税の減免制度があります

詳しくは、税務課市民税係までご相談ください。

【国民健康保険税は世帯主課税です】 保険税は、国民健康保険の加入者が属する世帯の世帯主に課税します。世帯主が国民健康保険に加入していなくても、同一世帯に国民健康保険の加入者がいれば世帯主が納税義務者(擬制世帯主)になります。

## ⑥ 保険税の納付方法について

国民健康保険税は、普通徴収(納付書払い・口座振替)、特別徴収(年金から天引き)のいずれかの方法で納付していただけます。

10月支給の年金からの特別徴収開始になる人は、1～3期分については、今までどおりの納付方法で納めていただけます。

### ㉠ 普通徴収 平成28年度の納期(年6回)

1期	2期	3期	4期	5期	6期
5/2 (月)	6/30 (木)	8/31 (水)	10/31 (月)	12/26 (月)	2/28 (火)

※1・2期は暫定賦課。3期以降の税額(本算定時)は、確定した年税額から1・2期分を差し引き4回に分けたものです。

### ㉡ 年金特別徴収(年6回)

1期	2期	3期	4期	5期	6期
4月	6月	8月	10月	12月	2月

【特別徴収の対象になる人】

- 国民健康保険の加入者の年齢が65～74歳(平成28年4月1日現在)までで構成されている世帯の世帯主(他の健康保険に加入している世帯主は除く)
- 特別徴収対象年金(老齢・退職年金、障害年金、遺族年金など)を年間18万円以上受給している人
- 国民健康保険税と介護保険料との合算額が特別徴収対象年金額の2分の1を超えない人

※お申し出により、年金特別徴収から口座振替へ納付方法を変更することができます。(変更時期は、お申し出の時期により異なりますが、通常2ヶ月～4ヶ月ほどかかります。)詳しくはお問い合わせください。

## 所得の申告

世帯主あるいは国民健康保険加入者で、所得が不明の場合は、正しい国民健康保険税を算出することができませんので、所得税の確定申告または市県民税の申告をしてください。

問い合わせ

★保険給付・被保険者資格に関すること  
市民課 保険年金係 ☎62-9514  
芳井振興課 ☎72-0110  
美星振興課 ☎87-3112

★課税に関すること  
税務課 市民税係 ☎62-9510

★納税に関すること  
税務課 納税係 ☎62-9509